

○ 石川県警察職員の旧姓使用に関する要綱の全部改正について（通達）

〔 令和 3 年 3 月 8 日 務 甲 達 第 23 号 〕
石川県警察本部長から部課署長あて

対号 平成29年 2 月 27 日 付 け 務 甲 達 第 9 号 「石川県警察職員の旧姓使用に関する要綱の制定について（通達）」

県警察における旧姓使用については、対号に基づき実施しているところであるが、この度、別添のとおり石川県警察職員の旧姓使用に関する要綱を全部改正したので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、対号は廃止する。

別添

石川県警察職員の旧姓使用に関する要綱

第1 目的

この要綱は、石川県警察職員（以下「職員」という。）が婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を文書、図画及び電磁的記録（以下「文書等」という。）に使用すること（以下「旧姓使用」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2 旧姓使用の方針等

1 旧姓使用の方針

職員から旧姓使用の届出があった場合には、2に掲げる文書等について、旧姓使用を認めることとする。

2 旧姓使用の対象

旧姓使用の対象となる文書等は、次に掲げるもの以外のものとする。

- (1) 給与の支給に関する文書等
- (2) 源泉所得税の事務に関する文書等
- (3) 社会保険及び雇用保険の事務に関する文書等
- (4) 共済組合に関する申請書等
- (5) 旧姓使用によって法令上又は実務上特段の支障が生じるおそれがある文書等として別途示すもの

第3 旧姓使用の手続

- 1 職員は、旧姓使用を届け出るときは、旧姓使用届（別記様式第1号）を、原則として、石川県警察の処務に関する訓令（昭和47年石川県警察本部訓令第3号）第33条に規定する身上異動届とともに、所属長を経由して警務部警務課長に提出するものとする。
- 2 所属長は、使用する旧姓が根拠を有することを身上報告書等で確認するものとする。
- 3 新たに職員となった者にあつては、旧姓使用届を石川県警察職員の人事記録の取扱いに関する訓令（昭和33年石川県警察本部訓令第13号）第3条第1項に規定する身上届出書の提出の際に、戸籍上の氏を改めたことを証する書類とともに、所属長を経由して警務部警務課長に提出するものとする。
- 4 旧姓を使用する職員は、旧姓使用の中止を届け出るときは、旧姓使用中止届（別記様式第2号）を所属長を経由して警務部警務課長に提出するものとする。
- 5 前項の規定により旧姓使用中止届を提出した職員は、戸籍上の氏を改めた場合その他特段の理由がある場合を除き、再び同じ旧姓を使用することはできないものとする。

する。

- 6 石川県警察本部長以外の任命権者において旧姓の使用の届出をしていた職員で、石川県警察本部に異動した後も引き続き旧姓の使用を届け出る職員については、当該届出をしていたことを証する書類の写しを所属長を経由して警務部警務課長に提出することにより、第3の規定による届出があったものとみなす。

第4 旧姓使用の対象の除外等

第2の2(5)で定める旧姓使用によって法令上又は実務上特段の支障が生じるおそれがある文書等として、旧姓使用の対象から文書等を除外するときは、当該文書等の主管課長等は「旧姓使用除外申請書」(別記様式第3号)を警察本部長に提出するものとする。

第5 責務

- 1 旧姓を使用する職員は、旧姓の使用に当たって、常に県民、関係機関及び職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。
- 2 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し適切な運営が図られるよう努めなければならない。

第6 その他

この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、警務部警務課長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年3月8日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に行われた旧姓使用の届出又は旧姓使用の中止届については、この要綱により行われたものとみなす。
- 3 この要綱の施行日前に旧姓使用できない文書等として既に定められたものは、第4の1に定める申請があったものとみなす。

別記様式(略)